

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第三十号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。を除く)」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第二十条の十八第二項第三号中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第二十八条第四項及び第五項中「規則」を「、規則」に、「知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた」を「、当該」に改め、同条第六項を削る。

第四十五条中「当該免税証に記名押印しなければ」を「免税証に当該免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

附則第三十一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県税条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十五の改正規定中「同条第五十五項」を「同条第六十三項」に改める。

附則第八項中「の規定中法人の事業税に関する部分」を「第二十条の十八第一項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第四十五条及び附則第三十一項の改正規定並びに第二条の規定は公布の日か

ら、第一条中同条例第二十八条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は同年一月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例(以下「新条例」という。)第二十条の十七第二項及び第三項並びに第二十条の十八第二項の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

3 新条例第二十八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

4 新条例第二十八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる書類について適用する。